

常任委員会報告

総務財務委員会

12月定例会付託議案審査

議第119号「新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について」

【要旨】公有水面の埋め立てによって生じた土地を、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地として確認し、第260条第1項の規定により、隣接する町の区域に編入するため議会の議決を求めるもの。

新たに生じた土地は、幸陽船渠株式会社から、輸送用機械器具製造業用地として、平成25年10月18日に埋立免許を受けたのち、26年2月1日に今治造船株式会社、その権利が承継され、埋立工事が行われてきたもので、昨年10月1日付けで竣功認可になったため、これを確認し、隣接する幸崎

能地二丁目の区域に編入するもの。

【主な質疑の内容】

問 埋め立てによる環境への影響は。

答 環境対策については、埋立免許の申請をされた際に、環境アセスメントを実施されている。生態系などへの影響を調査し、その結果への対応を記した申請書により広島県から免許を受け、埋立工事が行われており、現在のところ環境への影響はないと考えている。

問 埋め立てられた土地の地番、及び地目は。

答 本案議決の後、市長において埋立地を幸崎能地二丁目の区域に編入する旨の告示を行い、広島県、国土交通省、法務局などの関係機関へ通知することになっており、そ



新たに生じた土地

の後、事業者である今治造船株式会社において、法務局にて土地の表示登記を行うこととなり、これらの手続きを経て地番が決定する。

地目についても、表示登記の際に決定するが、過去に実施された同様の埋め立ての例によると、今回の埋立地も宅地になると考えている。

【採決】

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

厚生文教委員会

12月定例会付託議案審査

議第122号 三原市放課後児童クラブ運営条例の一部改正について

【要旨】対象児童を小学校全学年に拡充するとともに、児童クラブ指導員の資格要件等を改めるもの。

【主な質疑の内容】

問 平成27年4月1日から対象が拡充されるが、市の受け入れ態勢はどうか。

答 現状の児童クラブの活動スペースで、来年度の1年から6年生までの希望児童数に対し、一人当たりの面積基準を満たすことができたクラブから順次対象を拡大していく。4年生まで拡充するクラブが5クラブ、6年生まで拡充するクラブを3クラブ予定している。

平成27年度から対象学年を拡充する放課後児童クラブ

児童クラブ名	開設場所	定員	対象学年
円一・円一第2	南小学校内	60人	1～4年生
糸崎	旧糸崎幼稚園	30人	1～6年生
小坂	沼北小学校内	20人	1～4年生
大和	大和小学校内	45人	1～4年生
久井	久井中学校内	40人	1～4年生
沼田	沼田小学校内	20人	1～6年生
船木	船木小学校内	20人	1～6年生

早め、終了時間を19時までにできないかという保護者の声を聞くが、延長について考えているか。

答 引き続き子ども子育て会議で協議していくこととしたい。まずは、児童数や余裕教室の状況、保護者の方のニーズをふまえて、早急に全クラブの対象学年の拡充から検討を進めていく。

議第120号ほか9件について、全員一致、提案理由を了とし原案どおり可決した。

請願審査

「請願第1号 現在の船木小・南方小を存続し、統合は、北方小学校と船木小学校とすること」を求める請願を審査。

【委員の意見交換】

説明責任について、反省すべき点はあるが、すでに平成26年6月議会において現行案での増改築事業の予算が可決されており、その時点である程度住民合意は得られていると判断した。

また、現在、統合校に向け子供達の交流等準備も進んでおり、今後、地域の方々の理解をいたしながら計画を進めることが必要であるとの意見を加えたうえで、不採択の立場であるとの意見があった。

【討論・採決】

採択の立場で、請願の趣旨を受け止めて2校統合のもう一度基本に戻って住民のみなさんと柔軟な対応をして統合に関する考え方を合意と納得のうえで進めるべきだと考える。

起立採決の結果、賛成少数により、本請願は不採択となった。

12月定例会付託議案審査

議第130号 「三原市小規模土砂埋立行為に関する条例制定について」

【要旨】「広島県土砂の適正処理に関する条例」による許可の必要のない、2千平方メートル未満の小規模な土砂埋立行為のうち、500平方メートル以上2千平方メートル未満の面積を対象に、土砂処理の適正化を目的として、土砂埋立行為の許可及び土砂搬入禁止区域の指定を行うことなどに関し、必要な事項を定めるもの。

【主な質疑の内容】

問 第3条（市の責務）に記載されている「無秩序な土砂埋立行為を防止するための必要な施策を推進するものとする」について、具体的にはどのような取り組みをされるのか。

答 条例の概要を市の広報へ掲載したり、チラシ等を市の登録業者へ配布すること等により、本条

例の周知を図るとともに、定期的なパトロールを実施していく予定である。

問 本条例は平成27年4月1日から施行すること

になっているが、地域住民から以前に施工された危険な箇所等についての情報提供があった場合、今後はどのように取り扱われるのか。

答 現在、県条例では、土砂埋立区域の面積が2千平方メートル未満であつても、市民生活に危険を及ぼすような土砂埋立行為については、今回のような罰則規定はないが、市が是正指導を行うこととされており、今後

も地域住民から通報等があった場合は、現地を調査し、土地の管理者等に対して是正指導していきたいと考えている。

問 是正指導だけでは強制力がなく、実際、他市では土砂災害が起つていて、災害に対して地域住民が敏感になっている

今日、行政は罰則を念頭に厳しい態度で臨むべきと思うが、市の対応としてはどの程度まで考えて

いるか。

答 今後は、500平方メートル以上の面積については罰則が適用できるが、条例に違反するから

といって、ただちに罰則規定を適用するのではなく、災害を防止し、市民生活の安全を確保するこ

とが一番の目的であるので、違法な行為に対しては実態を調査し、厳しい是正指導を行うことにより、土砂処理の適正化が図られるよう対応していきたい。

【採決】

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



土砂の適正な処理を推進

議会広報特別委員会視察報告

平成26年11月18、19日に議会広報特別委員7名で愛知県の額田郡幸田町と日進市に視察に行きました。

うことで市民の方が分かりやすい内容になっていました。議会広報は市民に議会を知ってもらう重要な手段と考え、全ての議員が広報業務に携わること目標にされていました。

① 見てもらえる広報誌「幸田町」

幸田町はこれまで町村議会広報の全国コンクールで何度も表彰されている自治体です。

先ず最初に驚いたことは表紙でした。表紙には、発行時期にあった行事等で人（子供）を主体に撮影したものを貼り付け、インパクトを与えていました。また、子供が

写ることや若い世代にも見てもらえるよう配慮しているそうです。

文章は文字数を少なくし、問いと答えを短く簡潔に配置しています。また写真も多く使



幸田町議会だより

② 構成に力を入れている広報誌「日進市」

本市と同じ形式で表紙はカラー、その他は2色刷というものでした。

本市と大きく違う点は、一般質問の構成と季節に合わせた配色、写真の大きさ等です。

また、本会議で決まった内容（予算、条例等）は簡潔にまとめられており、誰が見ても一目瞭然で、行政用語も最小限に留めていました。

新人議員は、任期4年の中で必ず広報業務を経験するよう取り組まれています。

「視察後の今後の取り組み」自分の言いたいことではなく、幅広い市民の皆さんが知りたい、読んでみたいと思うような内容に改革していかないと意味がないという意見が委員の中から多く出ました。

そこで、今月号から①表紙の写真を委員全員でそれぞれ撮影に行く。②写真を多く使うという2項目からスタートさせて頂きました。

今後市民に分かりやすい議会広報誌を目指し、取り組んでいきます。



視察市 日進市での議会広報特別委員